



確定申告について お知らせします

間もなく令和4年分の確定申告が始まります。申告書は自身で作成し、国税電子申告・納税システム(e-Tax)または郵送などで提出してください。

申告と納税の期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税
3月15日(水)

消費税及び地方消費税
3月31日(金)

※所得税・消費税及び地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

確定申告会場

と き **2月13日(月)～3月15日(水)**
 (土・日曜日、祝日を除く)

9時～17時(受付16時まで)

ところ **イオンモール鈴鹿2階**

イオンホール

入場整理券が必要です

会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は会場当日配布します。なお、LINEアプリを使えば、事前に入手できます。

ご注意ください

- ・ 9時から10時までの間、会場へは専門店街「南入口」のみ入場できます。
- ・ 確定申告会場の開設期間中は、鈴鹿税務署で申告相談は行いません。1月4日から2月10日(金)まで、および3月16日(木)以降(土・日曜日、祝日を除く)は、鈴鹿税務署で申告相談を行います。なお、1月17日(火)以降は、「入場整理券」が必要です(電話などで予約をされた方は除く)。
- ・ 確定申告会場では、政府の方針や感染状況などを踏まえて感染防止策を行いますので、ご協力をお願いします。
- ・ 確定申告会場では、基本的にご自身のスマートフォンで申告していただきます。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールしてください。また、「源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類」、「スマートフォンおよびマイナンバーカード(※)」が必要になりますので、準備をお願いします。
 ※マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。
- ・ 署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)
- ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)

自宅のパソコン・スマートフォンからe-Taxで申告を!

新型コロナウイルス感染防止の観点からも、より安全・安心な自宅からのe-Taxをぜひご利用ください。e-Taxの送信は、①マイナンバーカード方式、②ID・パスワード方式の2通りがあります。

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを使ったe-Taxの送信方式です。

必要なもの マイナンバーカードおよびマイナンバーカード読取対応のスマートフォン

②ID・パスワード方式

税務署で発行したIDおよびパスワードを使用したe-Taxの送信方式です。

ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な主な方

令和4年中に事業、農業、不動産所得のある方や各種の所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)が、所得控除(扶養控除、基礎控除等)の合計額を超える方

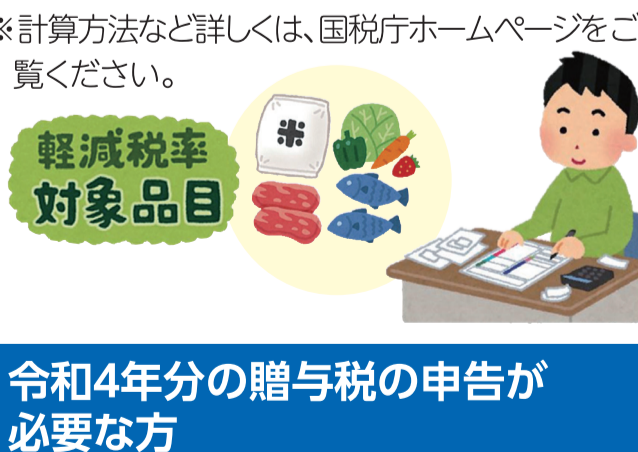
給与所得のある方で令和4年中	給与の収入が2,000万円を超える方
	年末調整済の給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
	給与を2カ所以上からもらっている方
	同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、土地などの賃貸料の支払いをけている方
公的年金等の収入のある方で令和4年中	公的年金等の収入金額が400万円を超える方
	公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

消費税及び地方消費税の申告について

令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました。これに伴い、売上げや仕入れ、経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、売上げや仕入れ、経費を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。

收支内訳書や青色申告決算書に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、收支内訳書などからは消費税確定申告書が作成できません。このため、課税期間内の課税取引を税率ごとに区分できるよう、国税庁ホームページに掲載している「課税取引金額計算表(事業所得用)」などの様式を使って、整理しておく便利です。

※計算方法など詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



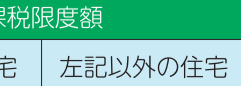
令和4年分の贈与税の申告が必要な方

以下のいずれかに該当する方は、贈与税の申告が必要です。

○年間110万円を超える財産の贈与を受けた方

○次の特例の適用の対象となる贈与を受けた方

- ・ 配偶者控除(控除額2,000万円)
- ・ 相続時精算課税(特別控除額2,500万円)
- ・ 住宅取得等資金の非課税



贈与の時期	非課税限度額	
令和4年1月1日～ 令和4年12月31日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
	1,000万円	500万円

問合せ 鈴鹿税務署(個人課税第一部門)

☎382-0353(ダイヤルイン)